

平成26年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

- I 平成26年度上半期の各事業の運営状況について..... 1
- II RDF焼却・発電事業について..... 3

平成26年10月6日

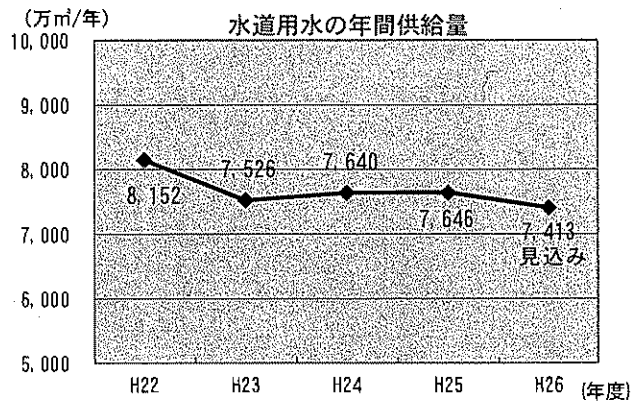
企業庁

1 平成26年度上半期の各事業の運営状況について

平成26年度上半期（平成26年4～9月）における水道、工業用水道、電気の各事業の運営状況については、概ね以下のとおりです。

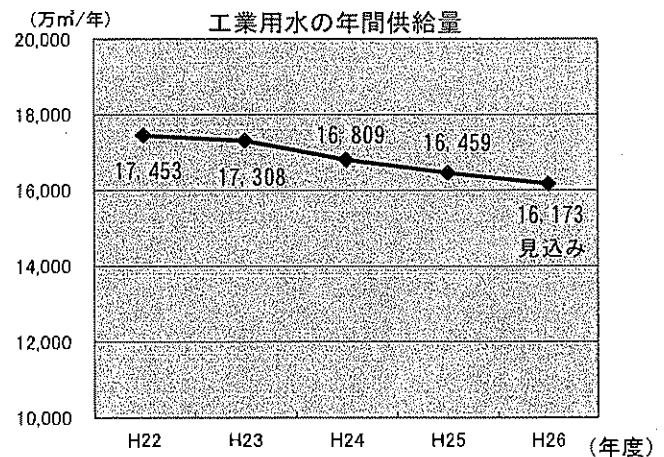
1 水道事業（県内29市町のうち17市町に供給）

平成26年度上半期の水道用水の供給量は、3,722万 m^3 となっており、ユーザーへの供給量はやや減少し、平成26年度年間供給量の見込みについては、昨年度をやや下回る水準（約7,413万 m^3 ）と予測しています。



2 工業用水道事業（県内の93社106工場に供給）

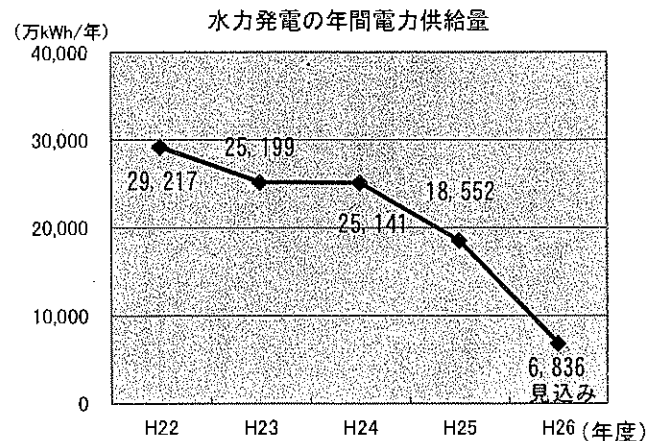
平成26年度上半期の工業用水の供給量は、8,373万 m^3 となっており、ユーザーへの供給量はやや減少し、平成26年度年間供給量の見込みについては、昨年度をやや下回る水準（約1億6,173万 m^3 ）と予測しています。（うち、多度工業用水道事業におけるユーザー撤退に伴う減少分は約176万 m^3 ）



3 電気事業

(1) 水力発電（5発電所）

平成26年度上半期の水力発電による電力供給量は、5,077万kWhとなっており、4月の降雨量が少なかったこと及び平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二、蓮の3発電所を中部電力(株)に譲渡したことから、昨年度に比べて39.5%の減となっています。

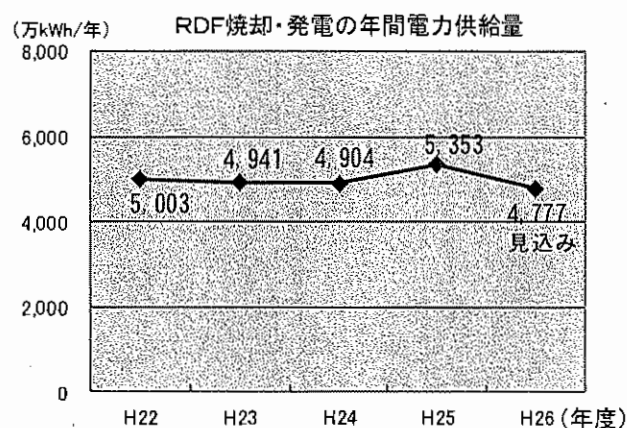


平成26年度年間供給量の見込みについては、昨年度に比べて約63.2%減（約6,836万kWh）と予測しています。

(2) RDF焼却・発電（県内6施設13市町のRDFを受け入れ）

平成26年度上半期のRDF焼却・発電による電力供給量は、昨年度比7.6%減の2,575万kWhとなっています。(RDF搬入量は昨年度比4.2%減)

平成26年度年間供給量の見込みについては、昨年度比10.8%減の約4,777万kWhと予測しています。(年間のRDF搬入量は昨年度比7.0%減)



【平成25、26年度上半期の水道、工水、電気各事業の供給実績】

事業	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期 (4~9月)
水道事業 (万m ³)	25	619	569	692	716	656	682	3,935
	26	619	563	632	651	584	674	3,722
	対前年比	100.0%	98.8%	91.4%	90.8%	89.0%	98.8%	94.6%
工業用水道事業 (万m ³)	25	1,301	1,388	1,326	1,508	1,554	1,435	8,511
	26	1,263	1,383	1,405	1,499	1,451	1,372	8,373
	対前年比	97.1%	99.7%	105.9%	99.4%	93.4%	95.6%	98.4%
電気事業(水力) (万kWh)	25	1,567	697	2,451	1,559	535	1,576	8,386
	26	440	855	1,133	1,113	1,008	528	5,077
	対前年比	28.1%	122.7%	46.2%	71.4%	188.4%	33.5%	60.5%
電気事業(RDF) (万kWh)	25	454	553	352	552	458	418	2,787
	26	432	498	373	447	472	352	2,575
	対前年比	95.2%	90.1%	106.0%	80.9%	103.1%	84.2%	92.4%

※平成26年9月実績は速報値です。

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

II R D F 焼却・発電事業について

1 三重県 R D F 運営協議会からの松阪市脱退について

(1) 三重県 R D F 運営協議会での協議

平成26年3月31日付けで香肌奥伊勢資源化広域連合長から三重県 R D F 運営協議会会長あてに、松阪市の脱退に係る協議依頼文書が提出されたことを受けて、三重県 R D F 運営協議会総務運営部会（以下「総務運営部会」という。）で協議を進めました。

総務運営部会では、松阪市の脱退に伴う負担金の考え方や算出方法等について、「R D F 焼却・発電事業に係る確認書」（以下「確認書」という。）で定めた脱退ルールに則り、公平で公正な手続きにより、製造団体及び構成市町からの意見集約や論点整理を行うなど、計6回の協議を重ねました。

(2) 三重県 R D F 運営協議会の決議事項

総務運営部会での協議結果を踏まえて、平成26年8月27日に開催された R D F 運営協議会理事会で審議した結果、以下のとおり決議され、同日開催された R D F 運営協議会総会へ報告されました。

【決議事項】

- 1 三重県 R D F 運営協議会からの松阪市の脱退は、以下2点を条件に平成27年3月31日付けで認めることとする。
 - (1) 平成26年度中に、松阪市、多気町、大台町及び大紀町の議会において、香肌奥伊勢資源化広域連合からの松阪市脱退に関する議案が議決されること
 - (2) 平成26年度中に、香肌奥伊勢資源化広域連合の規約変更許可書が三重県から交付されること
- 2 確認書第4条第5項による脱退に伴う負担金額は、金195,157,935円とする。

香肌奥伊勢資源化広域連合は確認書第4条第3項に基づき、平成27年5月29日までに支払うものとする。

(3) 今後の対応

今後、上記決議に示された事項が円滑に行われるよう、香肌奥伊勢資源化広域連合と緊密な連携を図ってまいります。

2 平成27年度以降のRDF焼却・発電事業について

(1) 現状

本県の電気事業は、地方公営企業法（以下「法」という。）第2条第1項で位置付けられた当然適用事業（以下「法当然適用事業」※¹という。）である水力発電事業と、その附帯事業としてのRDF焼却・発電事業（以下「RDF事業」という。）で構成され、三重県公営企業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）で位置付けています。

(2) 水力発電事業終了後の対応

水力発電事業は、平成27年4月1日に全ての水力発電所の民間譲渡が完了するため廃止となり、法当然適用事業の電気事業は終了することになります。

RDF事業は附帯事業であるため、現在の電気事業の終了に合わせて、法的な位置付けがなくなることとなりますが、平成27・28年度のRDF事業については、企業庁が運営主体として事業を実施することとしています。

このためには、RDF事業を、法第2条第3項に規定する任意適用事業に位置付けることが必要であることから、設置条例の改正などの手続きを本年度中に行い、RDF事業を「電気事業」として継続することとします。

(3) 平成27年度以降の会計について

平成27年4月1日以降の電気事業会計については、平成27年3月31日現在における電気事業会計の貸借対照表上の資産、負債及び資本を全て承継することとしたうえで、水力発電事業の債権・債務の処理やPCBの保管・処理業務などの残業務もあわせて実施していくこととします。

(4) 平成29年度以降の運営主体について

RDF事業については、平成23年4月5日のRDF運営協議会総会決議において、平成32年度末まで「県」を運営主体として事業を継続することとなっていますが、知事部局で行うのか企業庁で行うのかは決まっていません。

平成29年度以降のRDF事業の運営主体については、関係部局で協議し決定していきます。

※1 法当然適用事業

地方公営企業法第2条第1項に定められた同法の適用を受ける範囲に基づく事業。

法当然適用事業は水道事業、工業用水道事業、軌道事業、電気事業など7事業であるが、電気事業は電気事業法に定める電気事業及び卸供給であるため、電気事業法で自家用発電扱いとなるRDF焼却・発電事業は、該当しない。